

平成 15 年（2003 年）6 月 2 日

（仮称）小平市第三次長期総合計画策定方針

企画財政部

．はじめに

小平市では、他自治体に先駆けて地方自治法にもとづく基本構想の策定を行うことにより、市の将来都市像を明確にするとともに、基本計画及び実施計画により計画的な行政運営を実現し着実な発展を遂げてきた。

昭和 44 年の地方自治法の一部改正により市町村が基本構想を定め議決を経て計画的な行政の運営を図ることとされたこととともない、小平市では、昭和 45 年には期間 15 年間にわたる、いわば第一次の「小平市長期総合計画基本構想」を策定し、みどりゆたかな住宅都市をめざしてまちづくりを進めることとした。

次いで昭和 60 年には期間 20 年間におけるまちづくりの長期的な指針として、第二次の「小平市新長期総合計画基本構想」を策定し、「緑と活力のあるふれあいのまち小平」の実現を目標に、総合的、計画的な視点に立ってまちづくりを進め、この間に、下水道普及率 100 パーセントの達成、栄町地区の土地区画整理事業、花小金井駅南口の開設等の都市基盤整備をはじめ、市民文化会館、小平ふるさと村の建設など文化施設の整備を含め各種施策を展開してきた。

さらに、21 世紀に入った現在、高度情報化や国際化のさらなる進展をはじめ地球環境問題や少子高齢社会の深刻さがその度合いを増すとともに、構造改革、急速な IT 化、先行きへの不透明感等といった時代の潮流は、今後の市民生活や地域経済にも様々な影響を及ぼすことが予測され、自治体においても地方分権の進展に相俟って大きな変革のときを迎えている。

そこで、今まで積み重ねきたまちづくりの成果を受け継ぐとともに、残された課題及び新たに直面する課題に対して時代の変化を的確に捉えながら、果敢にその解決のみちを探っていくことが必要である。

この基本的な認識に立って、市民と行政がともに新しい小平を創造していくために、次期の長期総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）の策定にあたり、次のとおり基本的な方針を定めるものである。

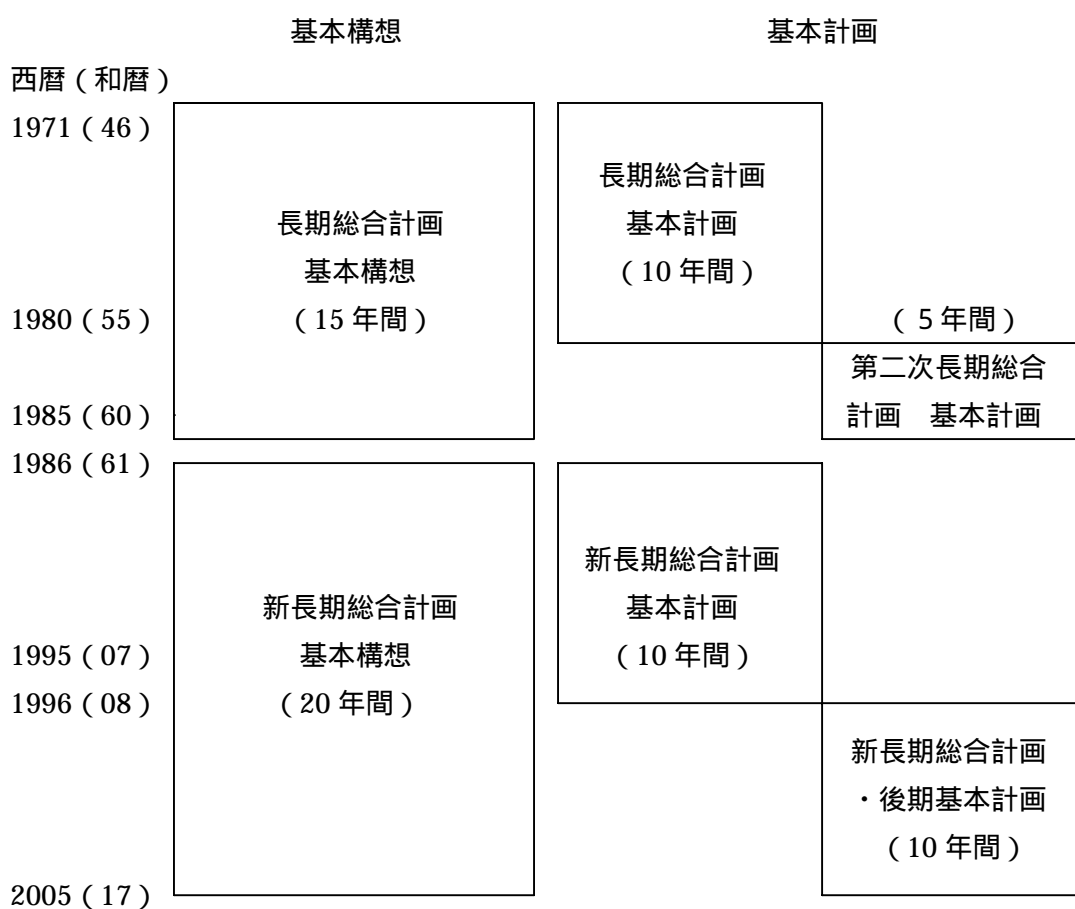
・長期総合計画策定までの経緯

1. 昭和46年度～昭和60年度 (=「第一次」の時代)

前述したように、小平市は人口急増期の後半の時期にあたる昭和45年(1970年)に15年間にわたる、第一次の「小平市長期総合計画基本構想」(昭和46年度～昭和60年度)を策定するとともに、同時期に前半10か年の「小平市長期総合計画基本計画」(昭和46年度～昭和55年度)を策定した。さらに後半の5年間は、「小平市第二次長期総合計画基本計画」(昭和56年度～昭和60年度)を策定し、基幹的な事業を明らかにしている。

2. 昭和61年度～昭和80年度(平成17年度)(=「第二次」の時代)

次いで昭和61年には、迫り来る21世紀を展望しつつ、20年後の平成17年度(昭和80年度)を目標年次とした第二次の「小平市新長期総合計画 基本構想」を、同時に前半10か年の具体的な施策展開の方向を示す「小平市新長期総合計画基本計画」(昭和61年度～昭和70年度(平成7年度))を策定した。さらに、平成8年度から平成17年度の後半10か年の基本計画として「小平市新長期総合計画・後期基本計画」を策定し、現在に至っている。



．「第三次」の長期総合計画策定に向けて

1．長期総合計画の対象期間

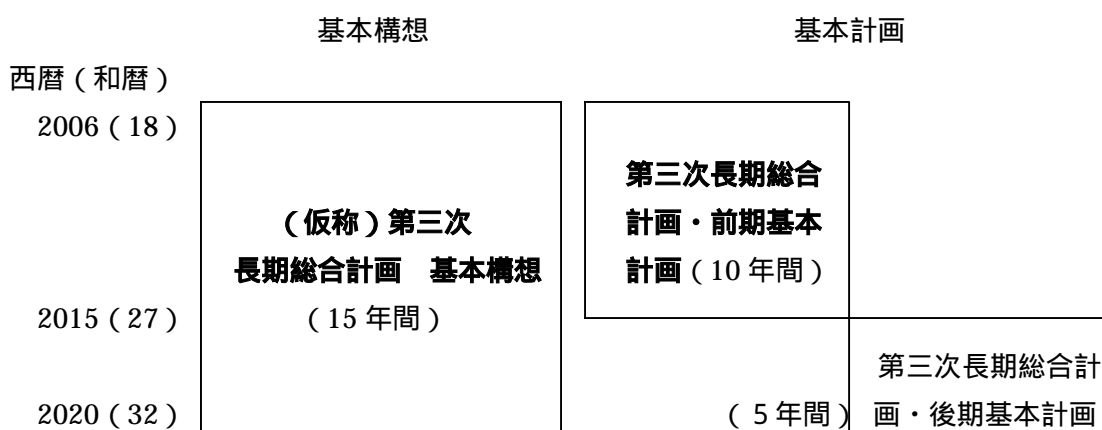
(1)「基本構想」は15年間を対象に

第三次の長期総合計画のうち、特に「基本構想」の部分については、まちの将来像を示すものとして概ね30年後(2035年度)を視野に入れながらも、現在の社会経済情勢の変化のスピードを踏まえて、まちの将来目標及び目標達成のための施策構想を取りまとめることから、対象期間は15年間とし目標年度を2020年度(平成32年度)とする。

(2)「基本計画」の計画期間は10年間

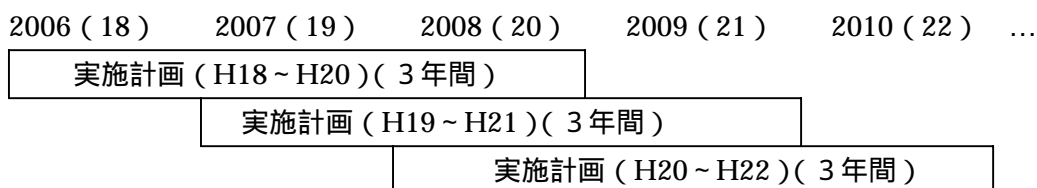
「基本計画」については、基本構想及び施策の大綱を示し根幹的な事業を示すことから、基本構想の15年間で「前期」と「後期」に分割し、それぞれ対象期間を前期を10年(2006年度～2015年度)、後期を5年(2016年度～2020年度)とする。

なお今回は、前期及び後期の基本計画のうち、10年間の「前期基本計画」のみ策定するものとする。



(3)「実施計画」は3年間

「実施計画」については、基本計画に定められた施策の大綱を現実の行政運営のなかで効率的かつ計画的に行うための具体的な日程を示すことから、対象期間を3か年とし、毎年度改定を行う「ローリング」方式とする。



(4)「計画」の三層構造

	期 間	開始時期 ~ 終了時期
基本構想	15 年間	2006 年度（平成 18 年度）～2020 年度（平成 32 年度）
基本計画	10 年間	前期 2006 年度（平成 18 年度）～2015 年度（平成 27 年度） 後期 2016 年度（平成 28 年度）～2020 年度（平成 32 年度）
実施計画	3 年間	（毎年度改定を行っていくローリング方式）

2. 策定に当たっての前提条件

次期の基本構想及び基本計画を策定するにあたり、現時点における一定の基本的なフレーム（枠組み）即ち「前提条件」が必要となる。

現時点における前提条件は概ね次のとおりであるが、引き続き社会経済情勢や地方自治制度をめぐる変化等について、なお一層注視していく必要がある。

(1) 現行の地方自治制度の存続

- ・現行の地方行政制度、いわゆる都道府県及び市町村制度が存続していること。
- ・今後も全国的には市町村合併が促進されるとしても、現在の小平市の区域及び自治権が存続していること。
- ・現行の税制度や地方交付税制度をはじめとする、現在の地方財政制度が基本的に存続していること。

(2) 経済状況の現状維持

- ・日本経済は停滞を続けており、依然として先行きに対する閉塞感や不透明感が漂っているが、国内の経済情勢が一定の安定のうちに推移していること。
- ・市内の大規模企業が継続的に立地し、税収入及び雇用環境等が基本的に維持されていること。

(3) 国内政治・社会構造システムの継続

- ・国内の政治環境に大きな変化がなく、一定の安定が維持されていること。
- ・義務教育制度をはじめ、国内の教育制度の大幅な変更がないこと。
- ・地方分権の進展による事務・権限委譲が一層促進されていること。

(4) 人口・財政予測における基本的なフレーム

- ・市の基本計画の策定にあたっては、将来人口や市の財政環境を予測するなかで必要な行政サービスを計画的に展開することが不可欠であることから、基本的には、一定期間における人口推計及び財政推計を行い基本的な枠（フレーム）を設定するなかで、計画を策定する。

・次期の基本構想・基本計画の名称

第三次の長期総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）を策定するにあたり、従来の2種類の基本構想、4種類の基本計画と明確に区別するために、新しく策定される基本構想及び基本計画の名称を定めておく必要がある。今回策定される基本構想及び基本計画の名称については、従来の基本構想及び基本計画の策定経過を踏まえて次のとおりとする。

なお、基本構想については、市議会の議決をもって正式な名称となることから、議決の時期まで、「（仮称）」を付するものとする。

次期の長期総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）の名称

	名 称
基本構想	（仮称）小平市第三次長期総合計画基本構想
基本計画	小平市第三次長期総合計画・前期基本計画 小平市第三次長期総合計画・後期基本計画
実施計画	小平市第三次長期総合計画・実施計画

以下、本策定方針中の「基本構想」「基本計画」については、それぞれ「第三次基本構想」「第三次（前期又は後期）基本計画」とします。

なお、各名称に関する具体的なロゴ（字体）については、現時点では未定。

・第三次基本構想・第三次基本計画策定に向けた仕組み

1. 小平らしい策定の手法で

小平市では、長期総合計画をはじめとして各種の行政サービスを展開するために多くの行政計画の策定を行っており、さらに、これらの各種計画の策定作業を的確かつ効率良く進めることができるように、庁内組織や体制をその都度柔軟にシフトさせ対応している。

近年では、策定される計画の性質に応じて、市内部だけで計画策定するのではなく、より多くの市民の貴重な意見や提案をキャッチするべく様々な参加のシステムを採用しており、その具体的な手法についても、小平市の計画策定の手法としては、ほぼ安定していると言える。

現在の、小平市における行政計画を策定する際の基本は、主に次の3点である。

基本その1：市民の意向の十分な把握

基本その2：「市民参加の推進に関する指針」にそった策定

基本その3：市議会・市民へ十分な報告

(1) 基本その1:市民の意向の十分な把握

計画策定の際の市民からの意見や提案の把握については、直接参加できる市民の意向は明確であり把握は容易である。しかし、計画策定の過程で直接に参加できない市民の意向や提案等は明確になりにくいことから、これらについては次のような様々な手法によりの確に把握することが必要である。

直接参加する市民からの意見や提案の収集（例示）

- a. 自由に参加可能な市民参加の形式による意見や提案の収集
 - ・自由参加の懇談会
 - ・市民意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）による収集
 - ・提言や意見発表等の受付け
 - ・「市長への手紙」による提言等の受付け
 - ・その他、必要と思われる方法にもとづく情報収集

- b. 継続して参加可能な市民参加の形式による意見や提案の収集
 - ・公募及び選考（依頼）委員による審議会・懇談会
 - ・ワークショップ形式による提言や意見からの収集

- ・ 市政モニター制度にもとづく市政モニターからの情報収集
- ・ その他、必要と思われる方法にもとづく情報収集

直接参加しない（できない）市民の意見や提案の収集（例示）

- ・ 小平市政に関する「世論調査」結果にもとづく情報収集
- ・ 各種行政計画の策定時における各種調査結果にもとづく情報収集
- ・ 「市長への手紙」への意見・要望・提案
- ・ 市民意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）による収集
- ・ その他、必要と思われる方法にもとづく情報収集

（２）基本その２：「市民参加の推進に関する指針」にそった策定

小平市では、「市民参加の推進に関する指針」を平成 10 年 5 月に定め、以来、この指針にもとづき各種の審議会や懇談会等への着実な市民の参加を得て、現在は市の行政運営への貴重なパワーとなっている。今後もこの指針にもとづき、特に次のことを留意しつつ行政計画の策定を市民とともに進めていく。

行政計画の策定時における市民参加の仕組みの採用
 審議会等における幅広い市民参加の推進
 市民参加を促進するための情報提供等の推進

（３）基本その３：市議会・市民へ十分な報告

市議会は誰もが納得される方法により選出された市民の代表としての機関として最大限尊重し、全員協議会等の様々な機会を設けて、理解をいただくために随時報告を行うことが必要である。そのために、次のことが不可欠である。

市議会におけるあらゆる機会での説明
 わかりやすい資料の作成
 早い段階での情報提供

以上、小平市における行政計画を策定する際の「３つの基本」を示したが、今後も「小平らしい計画づくり」として、当分は、この基本的な原則が定着することが考えられる。

小平市として、この「３つの基本」を踏襲しながら、次期の第三次基本計画及び基本計画をはじめ、行政計画の策定の手法として実施していくものとする。

2. 基本構想・基本計画策定のための仕組み

次期の第三次基本構想及び第三次（前期）基本計画の策定に向けて、現時点における市の組織及び仕組みについては、次のとおりとする。

なお、今後は策定事務の進捗状況を見ながら、さらに必要があれば、組織及び体制や参加への仕組み等について柔軟かつ的確に対応していくことを視野に入れて策定事務を進めていく。

1. 各組織の性格と役割

(1) 法により位置づけられている仕組みとして

市議会

- ・市長から提案された第三次基本構想を審議し、議決する。

(2) 市条例によって位置づけられている仕組みとして

小平市長期総合計画基本構想審議会

- ・市長の諮問に応じ、第三次基本構想の策定に関して必要な審議及び答申を行う。

(3) 今回策定のために設置又は活用した仕組みとして

市民の参加のために

小平市まちづくり懇談会

- ・基本構想・基本計画策定開始時及び素案等の提示段階で市内各所において地区別の懇談会を開催し、広く市民の意見や提案を収集する。

ワークショップ「小平市まちづくり会議」

- ・公募市民による第三次基本構想・基本計画策定のためのワークショップを開催し、検討の結果を市長へ提言する。

子ども議会（実施済み）

- ・市制施行40周年を記念して、21世紀を担う子どもたちの柔軟な発想によるまちづくりへの提言及び意見を収集した。

「絵画・作文」の募集（市内小中学生を対象）（実施済み）

- ・市制施行40周年を記念して、市内小中学生を対象に「わたしの好きなまち小平」「未来のまち小平」をテーマとして、絵画と作文の募集を行い発表した。

市政モニター

- ・現小中学生を対象に市政モニターに委嘱し、小中学生の視点で今後の市政や計画

づくりに役立つ意見や提案をしてもらう。なお平成 14 年度は、市内の高校生を対象とした。

市民意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）

- ・発表された「素案」や「原案」の内容について、市民の方々に自由に意見を述べてもらう。

提案、提言の募集（すべての市民が対象）

市政に関する意識調査への参加（市内 2,000 人 = 無作為抽出）（実施済み）

職員の参加のために

庁 議

- ・第三次基本構想・基本計画策定にあたり、基本的な事項、策定過程、構想案、計画案について協議を行い、庁内における最終的な意思決定機関として位置づける。

策定検討委員会

- ・市職員で構成し第三次基本構想及び基本計画策定の主軸となり、基本的な事項をとりまとめ、構想案や計画案を作成する。

部 会

- ・策定検討委員会の下部組織として、各分野単位に具体的な項目について検討を行うとともに、必要に応じて「分科会」を設置する。

ワーキングチーム（実施済み）

- ・市職員で構成し、第三次基本構想・基本計画策定の必要な基本的な事項のを検討を行った。

自主研究グループ、政策研究グループ等による提言

庁内研修

事務局への自主参加

・策定までの具体的な日程

第三次基本構想及び第三次基本計画の策定に至るまでの期間のなかで、各年度で予定されている取組むべき主な項目等について、次に示す。

なお、市議会関連の日程については、今後変更の可能性があり、あくまで予定である。

2002 年度（平成 14 年度）
<p>第三次基本構想・基本計画の方向性について検討 「子ども議会」の実施 市内小中学生を対象とした「絵画・作文」の募集・発表 市内高校生を対象とした「市政モニター」の実施 「小平市政に関する世論調査（第 15 回）」による市民意識調査の実施 小平市の現況、課題の整理、市民参加の手法の検討 現行計画の達成状況の調査 市議会へ「今後の策定日程」等の説明 各課とのヒヤリング開始（第 1 次） 計画策定支援業務に関する委託業者の選定方法及び委託内容の検討</p>
2003 年度（平成 15 年度）
<p>「（仮称）小平市第三次長期総合計画策定方針」の決定 市議会へ「（仮称）小平市第三次長期総合計画策定方針」の説明 市民の自由な参加による「小平市まちづくり懇談会」の開催 公募市民が中心の「ワークショップ『小平市まちづくり会議』」の開催 市内小中学生を対象とした「市政モニター」の実施 広く市民から「提言」の受け付けの開始 市職員による庁内の「小平市長期総合計画策定検討委員会」の設置 市職員を対象とした「庁内研修」の実施 人口推計作業・財政推計作業の開始 諸課題の整理研究</p>

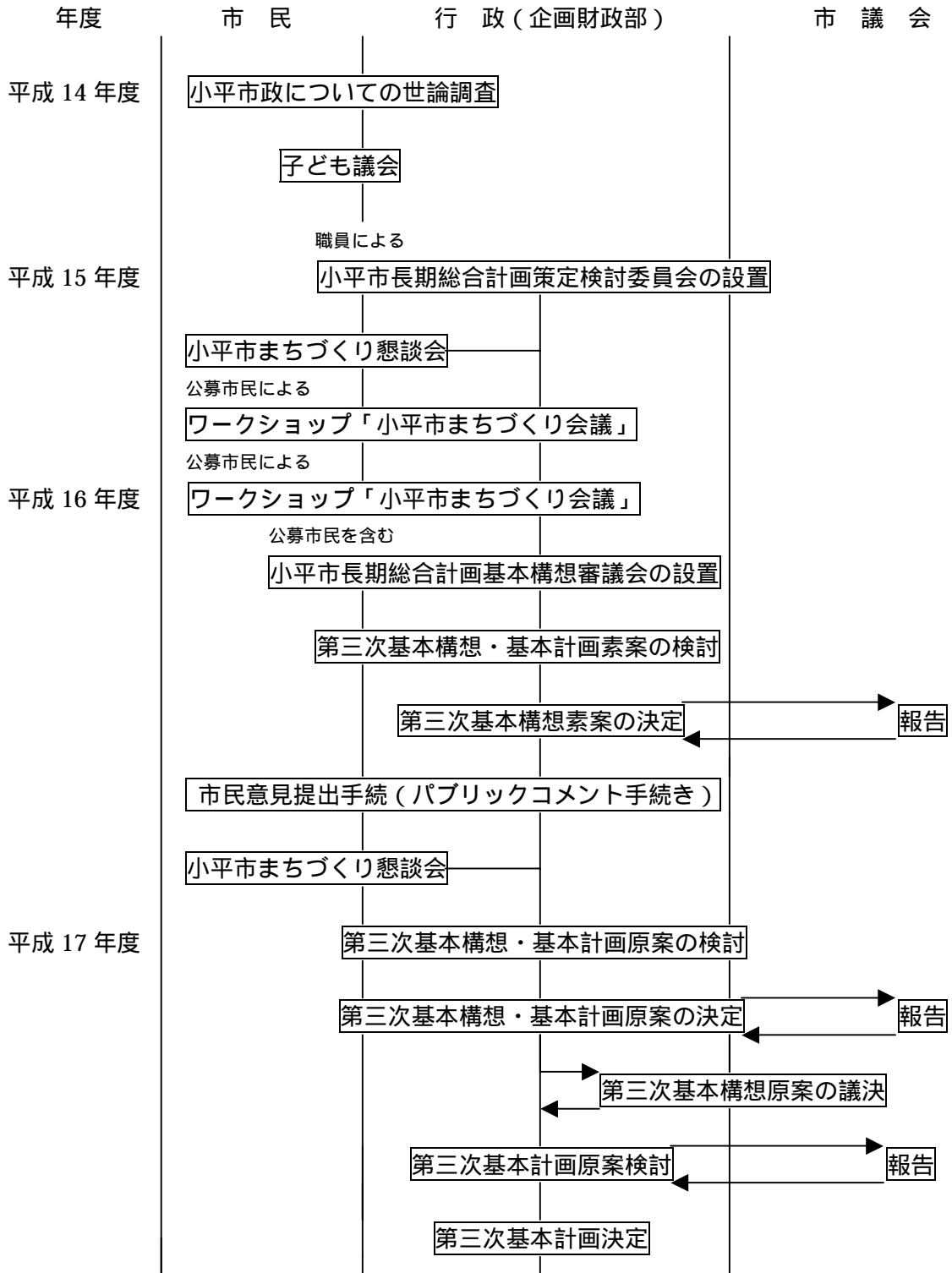
2004 年度（平成 16 年度）
<p>「ワークショップ『小平市まちづくり会議』」を継続して開催 「小平市長期総合計画基本構想審議会」の設置 「第三次基本構想・第三次（前期）基本計画」の「素案」の提示 基本構想及び基本計画の「素案」を市議会へ説明 「小平市まちづくり懇談会」の継続開催（提示された「素案」をもとに） 「素案」に対する市民意見提出手続き（いわゆる「パブリック・コメント」）の実施 各課とのヒヤリング開始（第 2 次）</p>
2005 年度（平成 17 年度）
<p>「小平市長期総合計画基本構想審議会」から市長へ第三次基本構想について答申 「第三次基本構想」及び「第三次（前期）基本計画」の決定 市議会へ「原案」の説明 市議会へ第三次基本構想を議案として上程、議決 「小平市長期総合計画基本構想審議会」の解散 印刷・製本</p>
2006 年度（平成 18 年度）
<p>「第三次基本構想」及び「第三次（前期）基本計画」の広報 関係機関へ配付及び一般に販売開始</p>

（以 上）

平成 15 年（2003 年）3 月 17 日 決定

平成 15 年（2003 年）5 月 26 日 一部改正

(仮称)小平市第三次長期総合計画策定日程表



* 進捗状況については、議会に随時報告するものとする。

* 「第三次基本構想」・「第三次基本計画」は、それぞれ(仮称)「小平市第三次長期総合計画基本構想」・「小平市第三次長期総合計画・前期基本計画」をいう。